

(別記)

令和5年度豊後大野市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、大分県の南西部、大野川の中・上流域に位置し、全耕地面積に占める水田の割合は67%（水田面積2250ha）を占めている。この豊かな圃場を活用し、需要に応じた米の生産を推進するために、麦・大豆・新規需要米・飼料作物等の土地利用型作物の生産性向上を図るとともに高収益な園芸品目等の推進を進めていく必要がある。

しかしながら、農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少による担い手の確保が喫緊の課題となっている。

また、麦・大豆については、気候変化や天候不順、有害鳥獣被害、連作障害等の要因による単収低下、年次による変動が顕著となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○ 適地適作の推進

年間を通し概ね温暖で水資源にも恵まれていることから、水稻、麦、大豆の土地利用型作物に加え高収益作物として野菜（夏秋ピーマン、かんしょ、夏秋なす、さといも、白ネギ、ゴーヤ）、花き（キク、スイートピー）、果樹（かぼす、くり）を推進する。

○ 収益性・付加価値の向上

関係機関と協力しながら高収益作物の推進を進めていくとともに、経営体に応じた園芸品目の導入や地理的条件に応じた品目の選定を行っていく。転換作物の付加価値の向上に向け、麦については県酒造協同組合と連携した作付推進を図る。大豆、加工用米については県内実需者、農協、生産者と連携して安定的な作付推進を図る。高収益作物野菜については、品質の安定や安定供給体制を図っていく。

○ 新たな市場・需要の開拓

輸出等新たな市場の開拓に向け、県、農協と連携を取りながら推進を図っていく。

○ 生産・流通コストの低減

農事組合法人等への農地の集積化を図るとともに、団地化の取組を推進する。また、機械の共同利用やスマート農業の導入等を促していく。土壌診断等に基づく土作りなどの低コスト生産技術の導入を図っていく。加工食品メーカーとの契約栽培による安定取引の拡大の推進を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○ 地域の実情に応じた農地の在り方

生産者の高齢化、人口減少により不作付地、荒廃地の増加が懸念されることから、農地中間管理機構や関係機関と連携し、農地の集積・集約化を推進する。また、地域計画の実行による担い手への農地の集積を図る。

○ 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

水田の多くが粘土層で保水力に優れていることから、品目に応じた排水対策や暗渠

排水等の整備に加えて、土壌改良などのほ場条件の整備を図っていき、スマート農業の導入による省力化等を推進する。

○ 地域におけるブロックローテーション体系の構築

水田における麦・大豆等の本格的な定着化・生産拡大と品質向上により、安定した水田農業経営を図るため、麦・大豆等の生産技術の一層の向上、ブロックローテーションによる団地化、担い手への土地利用集積、地域の合意形成に向けた育成・強化等を推進していく。

○ 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

現地確認や関係機関との情報交換により長年にわたり水稻の作付のない水田がないか点検していく。点検の結果を踏まえ、地域の関係者と調整を行いながら畑地化や地域におけるブロックローテーション体系を図っていく。またその際には、畑地化促進事業や畑地作物産地形成促進事業の活用により畑地化を推進していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

生産数量目安に沿った計画的な作付けを行うとともに、競争力のある売れる米づくりを進めるため、高品質・良食味・安全・安心な商品づくりを基本とし、需要に応じた生産を行い、実需者ニーズに即した産地づくりの推進を進めていく。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

水稻作による需要に応じた生産に対応し、多収品種による作付けを推進し、飼料自給率の向上と県内需用者への安定的供給体制の確立を図る。

イ 米粉用米

健康志向の高まりを背景に、新たな需要も創設されつつあることから実需者との契約に基づく作付けを推進する。多収品種及び一般品種による晩期穂肥の施肥による収量増加を図る。

ウ WCS用稲

輸入飼料価格が高騰していることから、適切な栽培管理・防除等の徹底により、水稻作による需要に応じた生産に対応するとともに、飼料自給率の向上と県内需用者への安定的供給体制の確立を図る。

エ 加工用米

需要に応じた一般品種（ヒノヒカリ、ひとめぼれ、たちはるか、やまだわら、つやきりり）の作付に対する支援を行い、作付面積の拡大を進め県内需用者への安定的な供給体制の確立を図る。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦は、需要に応じた指定品種の作付拡大及び単収向上並びに高品質化を目指すとともに、足腰の強い大規模経営体を育成し、安定供給できる産地づくりに取り組む。具体的には、産地交付金において、担い手への集積、作付拡大及び生産性向上の取組支援として、県内実需者より需要のある指定品種（大麦：ニシノホシ、トヨノホシ、は

るか二条)の作付けに対する支援を行うことにより、作付面積の拡大を図り県内需要者への安定的供給体制の確立を進める。

大豆は、需要に応じた指定品種の収量増とともに、排水対策の実施、機械導入による省力化・機械化体系の構築により生産性の改善と品質の高位安定化を目指している。天候不順により安定的な収量がない状況がある。

こうしたことから、産地交付金において、担い手による作付の拡大及び生産性向上の取組支援として、県内実需者より需要のある指定品種(大豆:すずおとめ)の作付に対する支援を行い、県内実需者への安定的供給体制確立を進める。

飼料作物については、輸入飼料価格が高騰していることから、自給飼料の確保及び利用の拡大に取り組み、飼料自給率の向上と県内需要者への安定的供給体制確立を進める。

(4) そば、なたね

地域の実情に応じた作付を行い、地域内流通、加工販売を通して地域特産物として作付拡大を図る。また、生産者への排水対策の徹底等基本技術の励行を行う。

(5) 地力増進作物

本地域で推進する地域振興作物等の高収益作物の作付に際して、作付前の地力増進や連作障害回避のためのクリーニングクロープとして、ソルガム(ソルゴー)、スーダングラス、エンバク、イタリアンライグラス、ローズグラス、ケンタッキーブルーグラス、パールミレット、ギニアグラス、ライムギ、オオムギ、トウモロコシ、ヒマワリ、ナタネ、マリーゴールド、ソバ、シロクローバー、アカクローバー、クリームゾンクローバー、レンゲ、クロタラリア、ヘアリーベッチ、青刈り大豆の作付を推進する。

(6) 高収益作物

高収益作物11品目(ピーマン、白ネギ、さといも、かんしょ、なす、ゴーヤ、きく、スイートピー、カボス、くり、ハトムギ)について、引き続き産地確立を図るために、本市における地域のブランド化を目指す。また、排水性が良く日当たりの良い農地において、永年性作物である果樹(栗、かぼす)の作付けを推進し、水田畑地化を図る。

さらに、さといも、夏秋ナス、ゴーヤについては、水田の産地化・ブランド化を図るうえで面積拡大を支援するため重点作物として位置づけ産地化を確立する。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	2,300.0	-	2,250.0	-	2,250.0	-
備蓄米	-	-	-	-	-	-
飼料用米	89.1	-	108.9	-	108.9	-
米粉用米	1.1	-	1.8	-	1.8	-
新市場開拓用米	-	-	-	-	-	-
WCS用稲	171.3	-	189.1	-	189.1	-
加工用米	34.3	19.5	40.7	22.7	40.7	22.7
麦	419.1	364.5	422.3	360.3	422.3	360.3
大豆	144.2	8.1	156.6	1.0	156.6	1.0
飼料作物	272.4	119.4	274.9	119.3	274.9	119.3
・子実用とうもろこし	-	-	-	-	-	-
そば	1.6	-	4.1	-	4.1	-
なたね	-	-	-	-	-	-
地力増進作物	1.4	-	1.5	-	1.5	-
高収益作物	61.0	4.4	59.3	3.5	59.3	3.5
・野菜	56.6	-	53.5	-	53.5	-
・花き・花木	-	-	1.2	-	1.2	-
・果樹	-	-	1.1	-	1.1	-
・その他の高収益作物	4.4	4.4	3.5	3.5	3.5	3.5
その他	-	-	-	-	-	-
畑地化	3.0	-	66.8	-	66.8	-

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）		目標値	
				（令和4年度）	（令和5年度）	（令和4年度）	（令和5年度）
1 2 3	二条大麦	大麦の増収支援	300kg/10a以上 生産者割合（%）	39.4%		70%	
4	大豆 （すずおとめ）	大豆の増収支援 （基幹・二毛作）	100kg/10a以上 生産者割合（%）	28.0%		65%	
5	加工用米	加工用米の指定品種 取組助成 （基幹・二毛作）	取組面積 （ha）	33.4ha		50ha	
6	地域振興作物	地域振興作物取組助成 （基幹・二毛作）	取組面積 （ha）	67ha		70ha	
7	さといも、夏秋なす、ゴー ヤ	重点作物作付拡大加算 （基幹）	取組面積 （ha）	7ha		7.5ha	
8	そば、なたね	そば・なたね助成 （基幹）	そば、なたね （ha）	1.6ha		2.2ha	

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名： 大分県

協議会名： 豊後大野市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	大麦の増収支援(基幹) 10ha以上	1	10,000	二条大麦	排水対策の実施、赤カビ防除の実施
1	大麦の増収支援(二毛作) 10ha以上	2	10,000	二条大麦	排水対策の実施、赤カビ防除の実施
2	大麦の増収支援(基幹) 5ha以上10ha未満	1	9,000	二条大麦	排水対策の実施、赤カビ防除の実施
2	大麦の増収支援(二毛作) 5ha以上10ha未満	2	9,000	二条大麦	排水対策の実施、赤カビ防除の実施
3	大麦の増収支援(基幹) 5ha未満	1	8,000	二条大麦	排水対策の実施、赤カビ防除の実施
3	大麦の増収支援(二毛作) 5ha未満	2	8,000	二条大麦	排水対策の実施、赤カビ防除の実施
4	大豆の増収支援(基幹)	1	8,000	大豆(すずおとめ)	排水対策の実施、病害虫の防除の実施
4	大豆の増収支援(二毛作)	2	8,000	大豆(すずおとめ)	排水対策の実施、病害虫の防除の実施
5	加工用米の指定品種取組助成(基幹)	1	8,000	加工用米	指定品種による契約に基づいた加工用米の生産
5	加工用米の指定品種取組助成(二毛作)	2	8,000	加工用米	指定品種による契約に基づいた加工用米の生産
6	地域振興作物取組助成(基幹)	1	8,000	ピーマン、白ネギ、さといも、かんしょ、なす、ゴーヤ、きく、スイートピー、ハトムギ	5a以上の作付け
6	地域振興作物取組助成(二毛作)	2	8,000	ピーマン、白ネギ、さといも、かんしょ、なす、ゴーヤ、きく、スイートピー、ハトムギ	5a以上の作付け
7	地域振興作物取組助成(基幹)	1	20,000	カボス、くり	5a以上の作付け
7	地域振興作物取組助成(二毛作)	2	20,000	カボス、くり	5a以上の作付け
8	重点作物作付拡大加算(基幹)	1	30,000	さといも、夏秋なす、ゴーヤ	前年作より拡大した面積分
9	そば・なたね助成(基幹)	1	20,000	そば、なたね	出荷契約の基づいた生産

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	豊後大野市農業再生協議会	整理番号	1・2・3			
用途名	大麦の増収支援(基幹・二毛作)					
対象作物	二条大麦(ニシノホシ、トヨノホシ、はるか二条)					
単 価	作付面積: 10ha以上 5ha以上10ha未満 5ha未満	単価 10,000円/10a(上限単価14,000円/10a)【整理番号1】 単価 9,000円/10a(上限単価12,000円/10a)【整理番号2】 単価 8,000円/10a(上限単価11,000円/10a)【整理番号3】				
課 題	市内産の二条大麦は、酒類に対する需要が増えているものの、目標単収としている300kg/10a以上を収穫する生産者の割合は低い状態が続いている。そこで単収向上につながる排水対策や赤かび病の防除の取組に対して支援を行い、単収の向上および実需者への二条大麦の安定供給につなげる。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	300kg/10a以上 生産者割合(%)	目標	60	65	65	70
		実績	60	28.1	39.4	—
内 容	本地域が指定する増収技術を導入する取組を支援する					
具体的要件	<p>【助成対象者】認定農業者または集落営農法人(法人に準ずる営農組織を含む)</p> <p>【助成対象水田面積】水田活用の直接支払交付金における交付対象水田</p> <p>【助成対象作物】二条大麦(ニシノホシ、トヨノホシ、はるか二条)</p> <p>【助成対象面積】水田活用の直接支払交付金における助成対象面積</p> <p>【取組要件】①排水対策の実施(湿害によるすきこみ圃場は交付対象外) ②赤かび防除の実施</p> <p>【その他の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・播種前契約の締結 ・出荷契約の締結 ・畑作物の直接支払交付金における数量払いの交付または指定種子生産ほ場の指定 					
取組の 確認方法	<p>地域協議会において以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・播種前契約書の写し ・農業共済組合による面積照合 ・現地確認 ・検査結果通知書の写し等 ・営農計画書、交付申請書 ・作業日誌 ・農薬の購入伝票、ヘリ防除証明書等 					
成果等の 確認方法	<p>①営農計画書及び出荷契約書にて確認した面積、検査結果通知書にて確認した数量で生産者ごとの単収を計算し、単収達成者割合を確認</p> <p>②交付対象面積確定後に面積を集計</p>					
備考	令和9年までの用途とするが、毎年取組検証を行い課題を整理して検討する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	豊後大野市農業再生協議会	整理番号	4		
用途名	大豆の増収支援(基幹・二毛作)				
対象作物	大豆(すずおとめ)				
単 価	単価:8,000円/10a(上限単価13,000円/10a)				
課 題	市内大豆は、納豆や豆腐に対する需要が増えており、作付面積は140ha弱で、県下でも上位の作付けをほこっているものの、目標単収が得られていない。そのため、単収向上につながる排水対策、病害虫防除を徹底し、作付面積と単収を比例して伸ばし、平成28年度の平均単収である100kg/10a以上を収穫する生産者を増やし、大豆の安定供給につなげる必要があるとなっている。				
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	100kg/10a以上 生産者割合(%)	目標 実績	65 60	65 40.9	65 28.0
内 容	本地域が指定する増収技術を導入する取組を支援する				
具体的要件	<p>【助成対象者】 認定農業者または集落営農法人(法人に準ずる営農組織を含む)</p> <p>【助成対象水田面積】水田活用の直接支払交付金における交付対象水田</p> <p>【助成対象作物】大豆(すずおとめ)</p> <p>【助成対象面積】水田活用の直接支払交付金における助成対象面積</p> <p>【取組要件】 ① 排水対策の実施(湿害によるすきこみ圃場は交付対象外)</p> <p style="padding-left: 20px;">② 病害虫防除の実施(2回散布、同じ剤を2回散布しない)</p> <p>【その他の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・播種前契約の締結 ・出荷契約の締結 ・当該年度における畑作物の直接支払交付金における数量払いの申請または指定種子生産ほ場の指定(種子生産ほ場については下記要件除外) ・前年度の畑作物の直接支払い交付金における数量払いの交付を受けていること ・前年度の畑作物の直接支払い交付金における数量払いの交付が未交付の場合は、交付対象面積の8割が対象面積 ・新規で作付ける場合は、交付対象面積の8割を交付対象面積とする 				
取組の 確認方法	<p>地域協議会において以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・播種前契約書の写し ・農業共済引受面積及び現地確認 ・検査結果通知書の写し等 ・営農計画書、交付申請書 ・作業日誌 ・農薬の購入伝票、ヘリ防除証明書等 				
成果等の 確認方法	営農計画書及び出荷契約書にて確認した面積、検査結果通知書にて確認した数量で生産者ごとの単収を計算し、単収達成者割合を確認				
備考	令和9年までの用途とするが、毎年取組検証を行い課題を整理して検討する。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	豊後大野市農業再生協議会	整理番号	5			
使途名	加工用米の指定品種取組助成(基幹・二毛作)					
対象作物	加工用米					
単 価	単価:8,000円/10a(上限単価12,000円/10a)					
課 題	<p>本地域には酒造メーカーが複数あり、それらが加盟する県酒造用組合より県産米の供給が強く求められている。2018年度より、そのニーズに対応するため、作付面積の拡大に取組んだが、特に昨年は需要が少なく取組面積も目標に届かなかったが、地元酒造メーカーからの需要もあり、主食用米からの転換品目として重要な品目であることから、引き続き同様の支援を行うことで、安定した供給を維持できるよう取組を継続する必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積 (ha)	目標	54.0	60.0	45.0	50.0
		実績	55.3	41.4	33.4	—
内 容	地域が指定する品種による加工用米の取組を支援することで面積の拡大を図る。					
具体的要件	<p>【助成対象者】 経営所得安定対策等実施要綱第2-3の交付対象者で、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する別紙3の第5(加工用米取組計画の認定等)に定められた取組を行う生産者</p> <p>【助成対象水田】水田活用の直接支払交付金における助成対象水田</p> <p>【助成対象作物】加工用米(ヒノヒカリ、たちはるか、やまだわら、ひとめぼれ、つやきり)</p> <p>【助成対象面積】水田活用の直接支払交付金における助成対象面積</p> <p>【その他の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷契約書の提出 ・当該年度の6月末までに、営農計画書・交付申請書・加工用米取組計画書(写し)を提出 ・加工用米取組計画に基づく生産 ・JA、集出荷組合等への農産物検査で3等以上の格付けまたは、作付け規模1ha以上 ・中干しから収穫時期まで、間断灌水の作業管理を行うことで品質の向上を図る 					
取組の 確認方法	<p>【助成対象者】 担当部署による確認</p> <p>【助成対象水田】水田活用の直接支払交付金の作付け面積等による確認(要綱第2の5に準じて確認)</p> <p>【助成対象作物】営農計画書、検査結果による確認</p> <p>【その他の要件】出荷契約書、営農計画書、取組計画書、検査結果通知書、作業日誌等による確認</p>					
成果等の 確認方法	①交付対象面積確定後に面積を集計					
備考	令和9年までの使途とするが、毎年取組検証を行い課題を整理して検討する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	豊後大野市農業再生協議会	整理番号	6, 7			
用途名	地域振興作物取組助成(基幹・二毛作)					
対象作物	【整理番号6・野菜、花き、雑穀】 ○野菜:ピーマン、さといも、かんしょ、白ねぎ、なす、ゴーヤ ○花き:キク、スイートピー ○雑穀:ハトムギ	【整理番号7・果樹】 ○果樹:かぼす、くり				
単 価	・野菜、花き、雑穀 8,000円/10a(上限単価10,000円/10a)【整理番号6】 ・果樹 20,000円/10a【整理番号7】					
課 題	本地域は園芸品目の生産振興について、水田農業の収益力を高めるため、産地化とブランド化を図る取組を進めている。その中で、園芸重点品目10品目と雑穀1品目計11品目を引き続き地域振興作物として位置づけ推進を図っていく。今後、更なる産地化、ブランド化を図るためには、面積の維持・拡大を図る必要があることから、面積拡大を図り対象品目の安定供給に努めるとともに、高品質で安全・安心な産地づくりの推進を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積 (ha)	目標	—	67.0	68.5	70.0
		実績	65.1	60.5	67.0	—
内 容	本地域が指定する地域振興作物を導入する取組を支援する。					
具体的要件	【助成対象者】 経営所得安定対策等実施要綱第2-3の交付対象者 【助成対象水田】 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田 【助成対象作物】 ピーマン、白ネギ、さといも、かんしょ、なす、ゴーヤ、きく、スイートピー、カボス、くり、ハトムギ 【助成対象面積】 水田活用の直接支払交付金における助成対象面積(作付け面積は单品ごとに5a以上) 果樹の栽植密度 かぼす:(40本~80本/10a) くり:(21本~43本/10a) 【その他の要件】 ・出荷・販売契約書の写し(果樹は対象外) ・出荷・販売の確認 (果樹は対象外) ・果樹は初年度のみを対象とする。					
取組の確認方法	【助成対象者】 営農計画書、交付申請書 【助成対象作物・面積】 現地確認等 【その他の方法】 ・出荷・販売契約書の写し(果樹は対象外) ・出荷・販売伝票の写し (果樹は対象外) ・果樹においては、苗木の購入伝票の写し(又、栽植が分かる書類)					
成果等の確認方法	交付対象面積確定後に面積を集計					
備考	令和9年までの用途とするが、毎年取組検証を行い課題を整理して検討する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度~4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	豊後大野市農業再生協議会	整理番号	8			
用途名	重点作物作付拡大加算(基幹)					
対象作物	さといも、夏秋なす、ゴーヤ					
単 価	単価: 30,000円/10a					
課 題	生産者の高齢化や担い手の減少により、園芸作物全般の作付面積が減少傾向となっている。本市の基幹産業として、このことは大きな課題として捉えていることから、産地交付金を有効活用することで、農業者の生産意欲を活性化し、減少傾向に一定の歯止めをかける。また産地交付金の趣旨を踏まえ、地域振興作物取組のうち特に水田に適した3品目のさといも、夏秋なす、ゴーヤを重点作物として位置づけと園芸作物の産地化をめざすため強化・充実させる。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組拡大面積 (ha)	目標	5.0	7.2	7.4	7.5
		実績	7.1	5.0	7.0	—
内 容	本地域が指定する作物を作付した農業者の生産意欲の向上と農業者の所得増加につながるよう支援する					
具体的要件	<p>【助成対象者】 経営所得安定対策等実施要綱第2-3の交付対象者 【助成対象水田】 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田 【助成対象作物】 さといも、夏秋なす、ゴーヤ</p> <p>【助成対象面積】 前年度より作付面積が拡大した水田活用の直接支払交付金における助成対象面積に対し助成する。(品目毎) ただし、作付け面積は5a以上(品目毎)とする。</p> <p>【その他の要件】 ・出荷・販売契約書の写し ・出荷・販売の確認</p>					
取組の確認方法	<p>【助成対象者】 営農計画書、交付申請書 【助成対象作物・面積】 現地確認、前年度交付確定面積 【その他の方法】 ・出荷・販売契約書の写し ・出荷・販売伝票の写し</p>					
成果等の確認方法	交付対象面積確定後に、前年度の作付面積と比較					
備考	令和9年までの用途とするが、毎年取組検証を行い課題を整理して検討する。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	豊後大野市農業再生協議会			整理番号	9	
用途名	そば・なたね助成(基幹)					
対象作物	そば・なたね					
単 価	20,000円／10a					
課 題	そば、なたねについては当市では取組者が極度に少ないのが現状であるが、地域内流通や加工販売を通して、地域特産物となりうるよう取組者を増やすと同時に、既存のそば生産者への排水対策の徹底等の基本技術の励行を図り、作付面積の拡大を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	そば・なたね 取組面積 (ha)	目標	2.2	2.2	2.2	2.2
		実績	1.9	1.5	1.6	—
内 容	交付対象水田に作付された、そば・なたねに対し、助成を行う。					
具体的要件	<p>○助成対象者:販売・自家加工販売の目的で、そば・なたねを生産した販売農家、集落営農とする。</p> <p>○助成対象水田:経営所得安定対策等実施要綱別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に該当する水田とする。</p> <p>○交付要件:そば・なたねの出荷販売契約等を締結して、生産したほ場を助成の対象とする。 ①そば・なたねの出荷販売契約等を締結又は自家加工販売計画書を作成して、作付していること。 ②本年6月末までに、交付申請書・営農計画書・出荷販売契約書の写し・自家加工販売計画書等を提出していること ③追加配分枠(そば・なたね)を活用するため、追加配分枠の通知後に提出された出荷販売契約書・自家加工販売計画等は交付対象外とする。 ④追加配分対象面積より作付面積が少ない場合、作付面積を基に交付対象とする。大幅に下回る場合は、申請者に理由書を提出させ理由を確認する。 ⑤追加配分対象面積を作付面積が超過した場合は、(1)他の追加配分枠を流用して交付する、(2)超過した作付面積分を交付対象外とする、(3)単価を減額調整して交付する。</p> <p>○その他要件 生産性向上の取組として、排水対策を実施すること。</p>					
取組の 確認方法	①出荷販売契約書・自家加工販売計画書 ②現地確認 ③作業日誌等 ④そば数量払申請者は、数量払申請書および検査実績 ⑤なたね数量払申請者は、数量払申請書 ⑥数量払を申請しない場合は、販売伝票・自家加工販売実績報告書等により販売確認。助成対象水田:水田活用の直接支払交付金の作付面積の確認による(要綱第2の5に準じて確認)					
成果等の 確認方法	交付対象面積確定後に面積を集計					
備考	令和9年までの用途とするが、毎年取組検証を行い課題を整理して検討する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。